ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2021年7月30日 (第488号)

Contents

I TOPICS

今後のセミナー等の情報 最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

「データセキュリティ法」の概要

日本弁護士 若林 耕日本弁護士 尾関麻帆

Ⅲ 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

- ·反外国制裁法
- ·民間教育促進法実施条例
- ・商務部による一部の規定の廃止及び改正に関する決定
- ・国務院による「証照分離」改革の更なる深化・市場主体の発展活力の励起に関する通知
- ・文化観光部による娯楽施設及びインターネット接続サービス営業場所の審査認可に係る 事項の調整に関する通知

<民事訴訟法>

- ・人民法院オンライン訴訟規則
- ・「最高人民法院による司法解釈業務に関する規定」の改正に関する決定
- ・最高人民法院及び香港特別行政区政府による大陸と香港特別行政区の法院による破産手続の相互認可及び協力に関する会談議事録
- ・最高人民法院による香港特別行政区における破産手続の試行業務の認可及び協力の 実施に関する意見
- ・最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する追加 手配

<会計・税務>

·印紙税法

<知的財産権>

·重大特許侵害紛争行政裁決弁法

<社会法>

- ·安全生産法
- ・「医療器械監督管理条例」の徹底的な実施に係る事項に関する公告

草案·意見募集稿等

- ・動産及び権利担保の統一登記弁法(改訂意見募集稿)
- ·信用修復管理弁法(試行)(意見募集稿)
- ·税関申告機関届出管理規定(意見募集稿)
- ・自動車データの安全管理に関する若干の規定(意見募集稿)

Ⅳ 中国万感

中国法律事務所めぐり

日本弁護士 森脇 章

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ 講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には 変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは 本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

- ▶ 第8回(中国メインランド):2021年8月26日(木)14:00
- ▶ 外資企業の中国進出にかかる実務的検討~外商投資法施行後の影響を踏まえて~

講師:アソシエイト弁護士 尾関 麻帆 上海オフィス顧問 銭 一帆

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第5回(台湾)

「台湾の外資規制とM&A-進出検討から撤退まで-」

日時: 2021年3月24日

講師: パートナー若林耕弁護士、アソシエイト呉曉青台湾弁護士

第6回(香港)

「激動の香港におけるM&A ~中国大陸法との比較を交えて~」

日時: 2021年4月22日

講師: シニア・フォーリン・カウンセル中村祐子香港・英国弁護士、アソシエイト横井傑弁護士

第7回(中国メインランド)

日時:2021年5月19日

「転換期を迎える中国知的財産制度 ~新・国家知財戦略と専利法・著作権法の改正を交えて~」

講師:アソシエイト中国李芸弁護士、アソシエイト岩井久美子弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 若林 耕日本弁護士 尾関麻帆

「データセキュリティ法」の概要

1. はじめに

中国では、安全保障を主たる目的とするサイバーセキュリティ・データセキュリティ規制の法制度化が進み、取締り等の強化に舵が切られようとしている。

中国全人代常務委員会は、2021年6月10日に「データセキュリティ法」(原文は、「数据安全法」。以下、データセキュリティ法又は本法という。)を公布し、2021年9月1日から施行される。「データセキュリティ法」は、「国家安全法」、「サイバーセキュリティ法」や間もなく公布が予定される「個人情報保護法」(※本稿の執筆時点である7月21日において未公布である。)と不可分一体な法制としてデータセキュリティ分野における国家安全保障を目指すものであり、端的には国家の安全・利益保護等に関連する重要データに対する国家の管理権限を強化しようとするものである。

折しもこの7月上旬、中国の配車サービス最大手の「滴滴出行」(ディディ)は、アメリカ市場での上場直後に、中国サイバーセキュリティ当局(Cyberspace Administration of China (「CAC」)から「サイバーセキュリティ審査」の実施を受け、本稿の執筆時点でも滴滴出行アプリは中国のアプリストアから撤去を命じられた状態が続いている。この背景には、中国政府が滴滴出行が中国国内で収集・保持している位置情報を含む大量な「重要データ」や個人データ情報が、国外上場によって国外に移転等することを懸念したとも言われており、中国企業の米国等の国外での IPO 動向等への影響は避けられない状況にある。

また、個人情報の取扱い・国外への移転規制等を定める「個人情報保護法」は、2021 年 4 月に第二回目の審議案が公表され、執筆時点でも立法中であるが、正式な公布は時間の問題とみられている。

本稿においては、本年9月1日から施行される「データセキュリティ法」について特に注目すべきポイントに絞って紹介する。

2. 「データセキュリティ法」とは

「データセキュリティ法」は、データセキュリティ確保及び利用促進、個人・組織の合法的権益保護並びに国家の主権・安全保障・発展利益を目的に、企業、個人、行政機関等あらゆる者による「データの取扱活動」について規制するものである。本法にいう「データ」とは電子的方式かその他の方式かを問わず、一切の情報の記録を含むとされており定義としては極めて広い。データという意味では、「サイバーセキュリティ法」の「重要データ」や(立法中の)「個人情報保護法」の個人情報も包摂する情報の概念と思われる。

最も、後述の通り、本法は枠組的な内容に留まっており、また「重要データ」や「国家核心データ」等の不明確な 規定も多いため、今後整備されていく行政法規、ガイドライン、国家基準等を待って詳細や実務の運用方法が明 らかにされると思われる²。

¹「サイバーセキュリティ審査」の発動に関する管轄当局の公告:http://www.cac.gov.cn/2021-07/02/c 1626811521011934.htm

² 例えば、国務院が公表している 2021 年度の立法計画には、関連法令である「データセキュリティ管理条例」も含まれている。

3. 適用範囲

本法の適用対象は、原則として中国国内で行われるデータ取扱活動 ³及びその安全管理である(2条1項)。適用においては次の2点について留意が必要と思われる。

1 点目は、データ取扱活動の主体(以下「データ取扱者」という。)は、法文上中国法人に限定されておらず、データ取扱行為が中国国内で生じる場合であれば、本法の適用を受ける可能性がある。中国国内法人が中国においてデータを取り扱う場合はもちろんだが、例えば日本法人が中国国内にあるデータセンターを保存等してデータを取扱う場合も本法が適用される可能性がある。

2 点目としては、中国国外におけるデータの取扱いであっても、中国の国家安全保障等を害するものは、本法に従いその法的責任が追及される、いわゆる「域外適用」の規定が置かれている(2条2項)。 中国では最近はこのような「域外適用」の規定を置く法律も珍しくはなく、例えば独占禁止法2条 4 、サイバーセキュリティ法75条 5 にも、類似の規定がある。しかしながら、本条違反と認定された場合に国外企業が本法に基づき追及される法的責任は具体的にどのようなものなのか、実際にどのように執行されるか等については現時点において、明らかではなく、今後の実務の動向等を注視する必要がある。

4. 執行機関-「国家ネットワーク情報部門」(国家网信部门)-

本法においては、本法の執行機関として、(1)中央国家安全保障指導機関(中央国家安全领导机构)が、国家のデータセキュリティの意思決定・調整等を行うこと、(2)同機関が「国家データセキュリティ調整機構」(国家数据安全工作协调机制)の構築等を行うこと、(3)「国家ネットワーク情報部門」(国家网信部门)が本法その他の関連法令に従いデータセキュリティの包括的調整・関連規制に責任を負うことが規定されている。

この点、(3)の国家ネットワーク情報部門とは、「サイバーセキュリティ法」の執行機関でもある Cyberspace Administration of China (「CAC」) (国家互联网信息办公室)であると推測され、CAC がサイバーセキュリティ及びデータセキュリティに対する専属的・一体的な管理当局になっている。

5. 国家のデータセキュリティ体制の確立

① データ分類・等級保護制度の確立

国は、各データの経済・社会的重要性、改ざん・破壊等による国家安全保障等への影響度等に応じ、同制度を確立・実施すべきとされる(21条)。同条は、国家はデータの内容等に応じた保護制度を確立すべきという原則的な規定である。

② 「重要データ」目録の制定のプロセス

本法の根幹的な体制として、国が主導して「重要データ」に対する規制を体系的に構築していくべきことが示されている。具体的には、「国家データセキュリティ調整機構」(※上記執行機関の(2)である。現時点ではいかなる執行機関かはまだ不明であるが、中央の複数の管轄部署が連携・調整するメカニズムを指すものと推測される。)が国レベルの「重要データ」目録を制定し、各地方、各部署がそれぞれの地区や業界における「重要データ」の目録を制定する。大きくいえば、国が主導で「重要データ」を指定したうえ、その枠組内で地方政府、部署が地方、業界等の情況を踏まえてより詳細な目録を確定するプロセスが想定されていると思われる。なお、「重要データ」

③ データ取扱活動には、データの収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開等を含む(データセキュリティ法 3 条 2 項)。

⁴ 独占禁止法2条:中国国外の独占行為が国内の市場競争に対して、排除、制限的影響を生じさせた場合に本法を適用する。

⁵ サイバーセキュリティ法 75 条:中国国外の機構、組織、個人が攻撃、侵入、干渉、破壊等中国の重要情報インフラに危害を加え、厳重な結果を生じさせた場合、法的責任を追及する。

に属するか、一般のデータに属するかといったデータの具体的な等級分けは、データの経済と社会発展における 重要度、及び改ざんや違法な利用によって影響を受ける国家安全、公共利益、個人・組織の合法な権益に対 する危害の程度に基づいて決定される(21条1項及び3項)。

企業等のデータ取扱者としては、今後はこういったプロセスを経て決められた重要データ目録に照らし、自社が取得・保持しているデータに重要データに該当するようなデータが含まれていないかを漏れなく識別し、又は(不透明な実務においては)事前に見込み等を立てたうえで適切に管理していく必要がある。

重要データに該当する場合、後述するように重要データの取扱者である場合には安全保護義務の加重義務を 負わされることになるほかに、越境移転の規制対象ともなり得るのでその取扱いに特段の慎重さが求められる。

③ 「国家核心データ」という概念

なお、本法においては、「重要データ」とは別に、「国家核心データ」という(更に上位の)概念も登場する。国家核心データとは国家安全保障、国民経済の生命線に係るような、重大な公共利益に関係するデータであり、重要データよりもさらに厳格な管理制度を実施するとされる(21 条 2 項)。しかしながら、本法においては、国家核心データに適用される具体的な管理制度等の肝心な紹介はなく、現段階では、国家核心データについて、どのような管理制度が要求されるかについて明らかではない。

④ 重要データに対する実務的な見込み等

現時点で重要データ目録の存在しない中で、どのようなデータ等に留意すべきかという質問をよく受けることがある。この点、重要データに関しては意見募集稿段階ではあるが以下の法令等が存在するため、実務的な参考価値は高いと思われる。

「データ安全管理弁法(意見募集稿)」第38条(5)によると、重要データとは、漏洩すると国家の安全、経済の安全、社会の安定、公共の健康と安全に直接影響する恐れのあるデータ(例えば、未公開の政府の情報、遺伝子・健康、地理、鉱産物資源等)をいうとされている。

また、本法の発表に先立つ 2021 年 5 月には、国家ネットワーク情報弁公室が「自動車データの安全管理に関する若干規定(意見募集稿)」(本号中国法令アップデートにおいても紹介。)を公表しており、中国政府としても自動車分野(地理や測地データ等も含む)について、いち早く重要データの指定を行おうとしている姿勢がうかがえる。同意見募集稿によると、「重要データ」には、①軍事管理区、県レベル以上の党・政府機関等敏感地域の人の流れや交通量のデータ、②国家が公表している地図よりも精度が高い測量データ、③自動車充電施設ネットワークの運営データ、④道路上の車両累計や車両通行量のデータ、⑤顔、声、車のナンバー等が含まれている車外 AV データ等が含まれる。また、同意見募集稿においては、上記の重要データの取扱いに当たっては、取扱い前にあらかじめ管轄部署に対してデータの累計数、規模、範囲、保存場所と期間、使用方法、第三者への提供の有無を報告すること、越境移転時は事前に安全評価プロセスを経ること等の規制が置かれている。

このように、今後は他の業分野においても、業分野ごとにデータ安全にかかる各種規制が先行して具体化される 可能性もあり、意見募集稿等でもフォローアップしておく価値は高いと思われる。

⑤ データ輸出管理規制の実施

国は、国家の安全・利益保護等に関連し、管制物質に該当するデータについて、に従い輸出規制を行う(25条)。

⑥ データセキュリティ審査

国家安全に影響する又は影響しうるデータ取扱活動については、「国家安全審査」を行うと規定している(24条)。 国家安全審査に関しては、「国家安全法」(2015年7月1日施行)に基づき国家安全審査の基本的な法制度 が存在しており、当該法制度をベースとして個別的な立法により安全審査が必要な事項を具体的に定めるといっ た審査手続の枠組となっている。 本執筆時点においては、以下の安全審査が存在する。

- ◆ 「外商投資安全審査弁法」(2021年1月18日施行)に基づく、外国企業による投資活動の国家安全 審査。
- ◇ 本法に基づく、データ取扱活動についての「安全審査」(本法での呼称は、データセキュリティ審査)。
- ◆ (重要情報インフラ事業者のサプライチェーンの国家安全審査に関する)「サイバーセキュリティ審査弁法」(2020年6月1日施行)⁶に基づく、サイバーセキュリティ安全審査。

なお、2021 年 7 月 10 日に「サイバーセキュリティ審査弁法」(2020年6月1日施行)の改正案 ⁷が公表されており、本法のデータセキュリティ審査についても、同弁法の安全審査手続をもって進められる方向性で調整がなされている模様である。冒頭で述べた中国企業の米国等の国外での IPO についても(事前の)データセキュリティ審査を要求する法的根拠となり得ると思われる。

6. 「データ取扱者」のデータ安全保護義務

① 安全保護義務

本法によると、データ取扱者は、下記の対応が求められる。なお、下線部分は「重要データ」を取扱う際に(重要データ取扱者に)追加的に上乗せされる義務であり、重要データの場合に特に重い義務が課されていることがわかる。

- ① データセキュリティ管理制度の整備
- ② データセキュリティの教育の実施
- ③ データセキュリティ確保に必要な技術的措置の導入
- ④ インターネットを通じてデータ取扱を行う際は、サイバーセキュリティ等級保護制度に基づく義務」も履行
- ⑤ リスク・モニターリング体制の整備、データ漏洩等の事故発生時は、速やかにユーザーに通知および主 管部署に報告
- ⑥ データセキュリティ責任者の指定と管理部署の設置
- ② <u>定期的にデータ活動のリスク評価を行い、評価報告を主管部署に提出。評価報告は重要データの種</u> 類、数量、データ取扱状況、データ安全リスク及び対応措置を含む

個々の義務について、具体的にどの程度の措置を取ることが求められているのかは、現段階では明確ではなく、上記義務を具体化する安全保護義務の国家基準やガイドライン等の制定を待たなければならない。一方で、本法違反の行政責任は、以下の通り相当程度重いものであることには留意が必要である。データ取扱者に該当する会社のみならず、直接の責任者である個人にも科され得る。大量なデータ漏洩等情状が厳重な場合は、データ取扱者に対して最高 200 万元以下の罰金、営業停止命令、営業許可証の取消、直接の責任者に対しては、最高 20 万元以下の罰金を科すことができる。なお、核心データ管理制度を違反し、国家主権、国家の安全と国家の発展利益に危害を加えた場合は、最高 1000 万元以下の罰金、営業停止命令、営業許可証の取消処分を科すことができる(データセキュリティ法 45 条)。

② 「重要データ」の越境移転

サイバーセキュリティ法37条においては、「重要情報インフラ事業者」が所持する重要データについては、その越

[『]冒頭で紹介した滴滴出行に対する安全審査は当該サイバーセキュリティ審査弁法を根拠に行われている。

⁷ 2021 年 7 月 10 日付で改正案の意見募集稿が公表されている。

境移転に当たって安全評価が必要であるとされている。同法同条に関連して国家互聯網情報弁公室が 2017 年 4 月に公表した細則である「個人情報および重要データ外国移転安全評価弁法(意見募集稿)⁸」(以下、「安全評価弁法(意見募集稿)」という。)においては、その義務主体は(「重要情報インフラ事業者」にとどまらず)「ネットワーク運営者」にまで拡大されたものの、結局正式に公布されず、重要データの越境移転に関する規制の範囲や実務的な整理・取締り等が進まない状況が続いていた。

本法は、重要情報インフラ事業者についてはサイバーセキュリティ法の規定を適用すると(サイバーセキュリティ法の建付けと平仄を揃えたうえで)、(重要情報インフラ事業者以外の)データ取扱者が中国国内でのオペレーションによって収集した重要データの越境移転について、別途制定される法規定の適用を受けることが明確にされた。すなわち、重要データの所持主体にかかわらず、重要データの越境移転の際にはそれに相応する法令に従った安全評価等の手続を踏むべきことが明確にされたということであり、そうなると今後は重要データ(個人情報も含む)の越境移転に関する実務的な規制の動向が一気に変わる節目を迎えているとも思われる 10。

7. 司法・行政機関に対するデータ提供

同法によると、データ取扱者は、警察や国家安全機関から、国家安全の維持または犯罪事件の捜査の必要性からデータの開示を要求される際は、協力しなければならない(データセキュリティ法 35 条)¹¹。これは中国特有の法制度とも言え、外国企業にとって馴染みが薄く、対応に苦慮することも想定される。仮にデータの開示を求められる場合、開示の範囲、開示方法の適切性や警察の要求が法定手続を踏まえたものであるかのチェックも含めて、専門家に速やかに相談されることが望ましい。

また、同法によると、データ取扱者が、外国の司法・行政機関からの要求に応じて中国国内に保存しているデータを提供する場合には、中国の所管部署から認可を得なければならない(データセキュリティ法 36 条)¹²。既に証券法(2019 年修正)においては、国務院証券監督管理機構及び国務院関連主管部門の同意を経ずに、証券業務に関連する資料について越境移転することを禁止する規定が存在しており(証券法 177 条)、国外の証券取引所に上場している中国企業に対する同取引所による調査に対する牽制と理解されていたが、本法はより一般的に、中国国内法人や自然人による国内データの外国の司法・行政機関への無断提供を禁止している点において、より幅広く当該規制を進めようとする中国政府の意向が垣間見える。

8. 最後に

上述したように違反の場合には厳しい行政処罰も規定されている。一方で、本法の施行日は 2021 年 9 月 1 日からであり、重要データ目録や重要データの越境移転等に関する下位法令がそれまでに全て整うとは到底思わ

^{8 2017} 年 4 月 11 日公表。中国語での表記は《个人信息和重要数据出境安全评估办法(征求意见稿)》。

⁹ 本法に違反し、国外に重要なデータを提供した場合、関連主管部門は是正を命じ、警告を与え、同時に 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科することができる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科することができる。情状が厳重である場合、100 万元以上の 1000 万元以下の罰金を科し、関連業務の停止、休業整理、関連業務の許可証の取り消し、または営業許可証の抹消を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科することができる(データセキュリティ法 46 条)。

¹⁰ 個人情報については、個人情報保護法二次審議案においても、越境移転にかかる規制が定められており、同審議案 40 条においては、重要情報のインフラ運営者および個人情報取扱量が国家網信情報部門の規定する量に達した個人情報取扱者は、原則として国家網信情報部門が組織する安全評価を通過しなければならない、として重要情報インフラ事業者以外でも、取扱う個人情報の数量が一定の数量(規制当局が今後別途定める)に達した場合には、その越境移転においては、安全評価が必要とされている。

¹¹ 協力を拒否した場合には、データ取扱者に対して 5 万元以上 50 万元以下の罰金、直接の責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金が科される(データセキュリティ法 48 条 1 項)

¹² 違反時は、データ取扱者に対して最高 500 万元以下の罰金、営業停止、営業許可証の取消を課すことが可能であり、直接の責任者に対しては最高 50 万元以下の罰金を科すことができる(データセキュリティ法 48 条 2 項)。

れず、企業としては実務動向等の様子見が暫くは続く可能性はある。

日本企業にとって、中国国内の重要データ(個人情報も含む)の取扱いや越境移転等が当該ビジネスの根幹的な要素となる取引等は今後も増えていくことが考えられる。日本企業としては、将来的な規制等も見据えた適法なビジネススキームの構築が一層重要になると思われる。

以上

※ 弊事務所では、「中華人民共和国データ安全法」の和訳(暫定翻訳)」を作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信メールアドレスまでご連絡ください。

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

公布済み法令

<憲法・行政法>

反外国制裁法

[ポイント] 中国は、米中貿易戦争が激化した 2018 年以降、対立を深めるアメリカ等の諸外国からの制裁や国際圧力に対抗すべく、内政干渉等を理由に個別に相手国の個人・団体への制裁の賦課や、信頼できないエンティティーリスト規定(「EL 規定」)、外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法(「域外適用阻止弁法」)といった対抗措置を可能とする立法を盛んに行ってきた。他方で、これらの措置や行政法規の根拠となる法律の欠缺も指摘されていた。本法は、本年3月の全人代を受けて、この欠缺を埋めるべく制定された法律である。

本法はわずか 16 条から成る短い法律ではあるが、規制対象が広範であり、日本企業やその中国子会社にとっても少なからず影響があり得る内容となっている。その主要な規制として、①報復措置制度、及び、②外国による差別的制限措置の遵守禁止が挙げられる。

①報復措置制度とは、外国による差別的制限措置の制定・実施等に直接・間接に関与した個人・団体について報復リスト(ブラックリスト)に掲載したうえで、中国政府が、報復リストに掲載されている個人・団体やその関係者に対し、各種報復措置を講じることを認める制度である。報復措置には、(i)ビザ発給制限、国外追放等、(ii)各種財産の差押え、凍結等、(iii)中国企業等との取引、提携等の禁止・制限、(iv)その他必要な措置がある。自社が報復リストに掲載される場合もさることながら、アメリカの輸出管理規制(EAR)同様に、例えば、自社の中国子会社の取引先が報復リストに掲載されて取引が制限される場合に問題が生じ得る。

②外国による差別的制限措置の遵守禁止は、あらゆる団体・個人に対し、中国の国民・組織を対象とした外国の差別的制限措置の執行及び執行への協力を禁止する規制である。これに違反して損害を与えた場合、中国の人民法院に対して侵害の差し止め及び損害賠償請求が認められる。文言上は、外国企業及びその中国子会社も対象となるところ、ある規制が差別的制限措置に該当する場合に当該規制と反外国制裁法のいずれに従うべきかジレンマが生じ得る。

本法は、未だ抽象的規定も多く、先に挙げた EL 規定・域外適用阻止弁法との関係も不明瞭であるため、どのように運用されていくのか今後の動向に注目が必要である。

「公布/公表機関」全国人民代表大会常務委員会

2021 年 6 月 10 日公布、同日施行(主席令第 90 号)

[原文] 中华人民共和国反外国制裁法

執筆担当:日本弁護士 横井傑

※ 弊事務所では、「反外国制裁法」の和訳(暫定翻訳)」を作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信メールアドレスまでご連絡ください。

民間教育促進法実施条例

[ポイント] 本実施条例は、2004 年に発表された民間弁学教育促進法実施条例の修正条例であり、インターネット技術を利用したオンライン学校運営行為を規範化すること、民営学校の有料管理体制を充実させ、民営学校の関連取引監督管理メカニズムを健全化すること、外国企業(個人)を実質的な支配者とする社会組織の学校運営に対する監督・管理を強化することを明らかにしている。外国企業にとり、特に注目すべき点は、外商投

資企業及び外国企業(個人)が実質的な支配者である社会組織は、義務教育を実施する民間学校を開設し、 当該民間学校の開設に参加し、又は当該民間学校を実質的に支配してはならない(同条例 5 条 3 項)ということが明確にされ、義務教育を実施する民間学校の経営は外資規制の対象であることが改めて示されたことである。また、インターネット技術を利用してオンラインで教育活動を実施する民間学校は、相応の弁学許可を取得しなければならない(同条例 16 条)とされ、COVID-19 の影響を受け、中国で急増しているオンライン教育に対する取り締まりを強化しているものと思われる。弁学許可については、現時点においてその取得に必要な手続き、取得の難易度などは明らかではなく、今後の運用の動向に注視する必要がある。

「公布/公表機関〕国務院

2021年4月7日公布、2021年9月1日施行(国務院令第741号)

[原文] 中华人民共和国民办教育促进法实施条例

執筆担当:日本弁護士 尾関麻帆

商務部による一部の規定の廃止及び改正に関する決定

[ポイント] 本決定により、事業者集中申告弁法(商務部令[2009]第 11 号)、事業者集中審査弁法(商務部令[2009]第 12 号)、法に基づく申告を行っていない事業者集中の調査処理に関する暫定弁法(商務部令[2011]第 6 号)、及び事業者集中制限的条件付加に関する規定(商務部令 2014 年第 6 号)が廃止された。従前、中国では独禁法の規制当局が 3 つに分かれていたところ(価格カルテルや再販売価格の維持等の価格に関する規制は国家発展改革委員会が担当、事業者集中の規制については商務部が担当、それ以外の独禁法違反は国家工商行政管理総局が担当)、現在は、2018年に新たに国務院の中に創設された国家市場監督管理総局にこれらの権限が統合されている。かかる権限の統合に伴い、国家市場監督管理総局はそれまで各規制当局が分散的に制定してきた数多くの行政規則の整理を行っており、2020年10月23日には事業者結合に関する既存の行政規則のうちいくつか重要なものを1つにまとめたものとして、事業者集中審査暫定規定を公布している。本決定により廃止された4つの商務部令も、その内容は事業者集中審査暫定規定において整理されており、将来的に廃止予定とされていた。よって、本決定による上記の4つの商務部令の廃止による事業者集中に関する実務上の影響は僅少と考えられる。なお、本決定は、同時に、対外貿易事業者届出登記弁法(商務部令[2004]第 14号)、対外援助プロジェケト実施企業資格認定弁法(試行)(商務部令[2015]第 1号)、農産品輸入関税割当量管理暫定弁法(商務部、発展改革委令[2003]第 4号)についても一部修正を行っている。

[公布/公表機関] 商務部

2021年5月10日公布、同日施行(商務部令[2021]第2号)

[原文] 商务部关于废止和修改部分规章的决定

執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

国務院による「証照分離」改革の更なる深化・市場主体の発展活力の励起に関する通知

[ポイント] 本通知は、従前より進められていた「証照分離」改革の更なる改革を推し進めるものである。「証照分離」改革とは、会社の設立として工商部門が発行する営業免許(营业执照)("照")と、実施する事業に応じて必要とされる場合に主管部門から取得する必要がある経営許可証(经营许可证)("証")が分離されている現行の制度を前提に、経営許可証が必要となる範囲を限定する等の改革のことを指す。より具体的には、工商部門に対する会社設立申請により、営業免許のみで営業が認められ、経営許可証を不要とすることを内容とするものである(一部の業務については届出制や承諾制として維持)。「証照分離」改革は、段階的に進められ、直近では、2019年12月1日から、中国全国の18か所ある自由貿易試験区において試験的に上記改革が進められていた。本通知は、当該改革を、自由貿易試験区のみならず、中国全体において施行することを内容とするものである。本通知の施行日は公布と同日とされているものの、上記改革が実施されるのは、2021年7月1日と定められている。

[公布/公表機関] 国務院

2021年5月19日公布、同日施行(国発[2021]7号)

[原文] 国务院关于深化"证照分离"改革进一步激发市场主体发展活力的通知

附件 1: 中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单(2021年全国版)

附件 2: 中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单(2021年自由贸易试验区版)

附件 3: 国务院决定在自由贸易试验区暂时调整适用行政法规有关规定目录

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

文化観光部による娯楽施設及びインターネット接続サービス営業場所の審査認可に係る事項の調整に関する 通知

[ポイント] 本通知は、主に以下の2点を示したものである。1点目は、外国投資者による娯楽施設への投資が許容され、外商投資割合の制限が撤廃されたことである。この点はすでに2020年11月29日に改正施行された娯楽場所管理条例6条において、「外国投資者は法により中国国内において娯楽施設を設立することができる」と規定されていたが、本通知により、外国投資者が娯楽施設に従事することを申請する際の申請資料や設立条件及び手続は内資企業と同じものとすることが明らかにされている。なお、香港・マカオ・台湾の投資者についても本通知を参照することとされている。2点目は、幼稚園の周辺に娯楽施設及びインターネット接続サービス営業場所を設置してはならないとされたことである。この点、既に2021年6月1日に改正施行された未成年者保護法58条において学校及び幼稚園の周辺には娯楽施設やインターネット接続サービス営業場所を設置してはない旨が規定されており、これに呼応する内容となっている。本通知では、娯楽施設等の設置が禁止される幼稚園からの具体的な距離や測量方法等については省級の文化観光部門により具体的な規定を設けるとしており、既に開設済みの娯楽場所等については、経営許可証の延長又は変更時に厳格に法に基づき執行するとされている。

「公布/公表機関]文化観光部

2021年5月27日公布、同日施行(文旅市場発[2021]57号)

[原文] 文化和旅游部关于调整娱乐场所和互联网上网服务营业场所审批有关事项的通知

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

<民事訴訟法>

人民法院オンライン訴訟規則

[ポイント] 本規則は、初めて、オンライン訴訟に関して、各裁判分野及び訴訟の全行程を網羅する規則体系を明らかにしたものである。全39条から構成される本規則は、オンライン訴訟の法的効力、基本原則、適用範囲、適用条件、及び起訴立件から判決執行までの主要な訴訟段階におけるオンライン手続をカバーし、訴訟の各主体のための明確な手続ガイドラインとなっている。本規則は、非常に盛りだくさんな内容であるが、特に注目する点は以下の点である。第一に、本規則は、オンライン訴訟の基本原則である「公正で効率的」、「合法的かつ自主的」、「権利保障」、「人々の利便及び利益のため」、「安全で信頼できる」という五つの基本原則を初めて明らかにした。第二に、本規則は、オンライン訴訟の適用案件の範囲を明確にし、各種の民事、行政、特別手続案件及び執行案件だけではなく、刑事即決裁判手続(刑事速裁手続き)や減刑・仮釈放案件などについても一部の過程についてオンライン訴訟を適用することができることを明らかにしている。第三に、本規則は、オンライン訴訟の適用においては、①当事者の同意、②案件の性質がオンラインでの処理に適していること、③訴訟の主体が相応の技術能力を有することを基本条件とすることで、当事者の審理方式の選択権を十分に尊重している。第四に、同規則は、電子化資料の証拠能力と電子化資料に対する審査規則を明確にしており、同規則の下では、安全で信頼できるとの前提の下で、電子化資料を原本と「みなす」ことができ、人民法院の審査を経た電子化資料については、訴訟において直接使用でき、原本を提出する必要がないとされた。第五に、同規則においては、人

民法院は、双方当事者の出席を必要とせずとも、一方当事者のみとの間で、オンラインでの調停手続き、証拠開示、尋問などの一部の手続きを進めることが出来るとしている。詳細な規定はないものの、オンライン訴訟の基本原則に基づけば、これらの手続きについて他方当事者の権利も保障されていることが前提となるものと思われる。本規則は、オンライン訴訟における身元確認方法、オンライン調停、オンライン立件、オンライン応訴、電子記録、電子書籍、オンライン執行及び刑事事件のオンライン審理などに関しても具体的かつ明確な規定が置かれている。オンライン訴訟の面では、既に中国は日本の一歩先を行っているが、本規則を皮切りに、今後ますます中国における訴訟のオンライン化は進むと思われ、今後の実務的な運用に注視したい。

[公布/公表機関] 最高人民法院

2021年6月16日公布、2021年8月1日施行(法釈[2021]12号)

[原文] 人民法院在线诉讼规则

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

「最高人民法院による司法解釈業務に関する規定」の改正に関する決定

[ポイント] 中国においては最高人民法院の判決であっても下級審に対する先例拘束性は基本的にないが、最高人民法院から発布される司法解釈は、裁判における重要な参照価値を有する。改正前の本規定は2007年に発布され、司法解釈に法的拘束力があること及び司法解釈の種類等が規定していた。従来、司法解釈には「解釈」「規定」「回答(批復)」「決定」の四種が規定され、具体的には、①裁判業務における法律の適用については「解釈」として、②裁判の過程で策定する必要のある規範や意見については「規定」として、③高級人民法院や人民解放軍事法院からの裁判業務における法律の具体的な適用に関する指示の要請に応じて策定されるものについては「回答(批復)」として、④司法解釈の変更又は廃止については「決定」として分類されていた。今回の改正により、上記4類型に、⑤「規則」が追加された。規則は、人民法院の裁判・執行活動を規制するものとされる(6条)。「規則」名を冠した司法解釈は従来から発布されているが(「人民法院司法警察刑事審判警務保障規則」、「人民法院法廷規則」等)、今後も人民法院、法廷の内部ルールについては「規則」名で司法解釈が発布されると思われる。

[公布/公表機関] 最高人民法院

2021年6月9日公布、2021年6月16日施行(法発[2021]20号)

[原文] 关于修改〈最高人民法院关于司法解释工作的规定〉的决定

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

最高人民法院及び香港特別行政区政府による大陸と香港特別行政区の法院による破産手続の相互認可及 び協力に関する会談議事録

[ポイント] 本文書は、経済的結びつきが益々密になっている中国大陸と香港において、最高人民法院と香港特別行政区政府が破産手続の相互認可と協力を一部地域で試験的に進めることに合意する基本文書である。本文書によれば、中国大陸の一部地域の中級人民法院は、香港における強制清算、自主清算、会社債務整理手続の認可、清算人・臨時清算人の身分の認可、職務遂行の支援の承認ができることとなった。また、香港特別行政区香港高等法院は、破産、会社更生、和解手続の認可、管財人の身分の認可、職務遂行の支援の承認ができることとなった。最高人民法院及び香港特別行政区政府は、それぞれ具体的な手続について、中国大陸分については次項記載の指導意見、香港分については、大陸破産管財人の香港特別行政区法院に対する認可及び協力の申請手続実用ガイドラインを公布する。今後は、中国大陸・香港の双方に資産が跨がる会社につき、より簡易で統一的な破産手続の運用が期待される。

[公布/公表機関] 最高人民法院

2021年5月14日公表

[原文] 最高人民法院与香港特别行政区政府关于内地与香港特别行政区法院相互认可和协助破产程序的

会谈纪要

執筆担当:日本弁護士 横井傑

最高人民法院による香港特別行政区における破産手続の試行業務の認可及び協力の実施に関する意見

[ポイント] 本指導意見は、前項の会談議事録を受けて中国大陸内での具体的手続を定めたガイドラインである。 今回の試行地域は、債務者が上海市、福建省アモイ市、広東省深圳市である。香港破産手続の清算人・臨時 清算人は、対象地域の中級人民法院に対し、債務者の主要な利益の中心が 6 ヶ月以上連続して香港にある場 合で、かつ、上海市等に債務者の主要な財産があるか、当該地に営業地や代表機構を有している場合の破産 手続等につき、香港破産手続の認可と協力申請ができる。対象となる破産手続は、強制清算、自主清算、会社 債務整理手続に限られており、個人破産は対象外となっている。

香港破産手続が認可される場合、個別の債権者への弁済の無効化、債務者にかかる係属中の民事訴訟・仲裁の中断、債務者にかかる財産の保全措置の解除、執行手続の中止といった効果がある。また、当該中級人民法院は、認可後、破産財団の換価、配当、債務再編の手配、破産手続の終了等の事項について協力の裁定を行うこともできる。

なお、中国大陸における債務者の破産財団は、まず中国大陸法に基づいて優先的に弁済すべき債務の弁済に 充てられた後、残額について香港破産手続に基づく債務の弁済に充てられるという優劣関係がある点について は留意されたい。

[公布/公表機関] 最高人民法院

2021年5月11日公布、同日施行(法発[2021]15号)

[原文] 最高人民法院关于开展认可和协助香港特别行政区破产程序试点工作的意见

執筆担当:日本弁護士 横井傑

最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する追加手配

[ポイント] 本司法解釈は、2000 年 2 月 1 日に施行された「最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する手配」の補充的な合意であり、中国大陸・香港間の仲裁判断における相互執行の拡大・補強を図った取決めである。全 5 条のうち、第 1 条及び第 4 条は既に 2020 年 11 月 27 日に施行されていたが、今回新しく第 2 条及び第 3 条についても香港内の立法手続を経て 2021 年 5 月 19 日に施行となった。本司法解釈の詳細については、既に China Legal Update(2021 年 2 月 1 日号)のⅢ中国法令アップデートでご紹介済みであるので同号を参照されたい。

[公布/公表機関] 最高人民法院

2020年11月26日公布、1条及び4条は2020年11月27日施行、2条及び3条は2021年5月19日施行(法釈[2020]13号)

[原文] 最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排

執筆担当:日本弁護士 横井傑

<会計·税務>

印紙税法

[ポイント] 本法は、これまで暫定条例レベルで定められた印紙税を法律レベルで制定するものである(印紙税法暫定条例は、本法の施行をもって廃止される。)。本法は、基本的に草案稿の内容を維持するものであり、①証券取引の印紙税について証券取引の譲渡側のみから徴収、②加工請負契約、建設工事地盤調査設計契約、貨物運輸契約の税率の1万分の3への引き下げ、③営業帳簿の税率の払込済資本金と資本準備金の合計額の1万分の25への変更、④財産保険契約の税率の保険料の1000分の1への変更、⑤権利証・許可証への印紙貼付義務の削除が主な現行制度からの変更内容となる(草案稿のより詳細な内容については、China Legal

Update(2021 年 5 月 6 日号)のⅢ中国法令アップデートにおける紹介を参照されたい。)。もっとも、草案稿からの変更点としては、個人と E コマース経営者による電子取引については印税を課さないことが明確化され、優遇措置が適用される状況として居住需要の確保、企業再編、破産、小零細会社の発展サポートが必要な場合等を明記し、商標専用使用権、著作権、特許権、特許技術使用権の譲渡金額を低減化している(一万分の 5 を一万分の 3 とした。また、中国国外で外国企業又は外国人が締結した課税文書について、中国国内に納税代理人がいない場合には自ら印紙税を納付するものと一歩具体化されたものの、その具体的な方法は、引き続き国務院が規定する関係規定において定められるものとされている。一方で、納税しなかった場合の罰則は、草案稿と同じように税収徴収管理法の定めに従うものとされている。

[公布/公表機関] 全国人大常委会

2021年6月10日公布、2022年7月1日施行(主席令(第89号))

[原文] 中华人民共和国印花税法

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

<知的財産権>

重大特許侵害紛争行政裁決弁法

[ポイント] 本弁法は、今年6月1日に施行された特許法(2020改正)70条1項に規定されている全国的に重大な影響のある特許侵害紛争について、行政ルートに基づく保護に関する手続等を定めたものである。これまで、特許侵害紛争に対する行政ルートに基づく保護を行う機関は地方の知識産権局であった。これに対して、本弁法は、①公共的利益に係る事件、②業種の発展に著しく影響を与える事件、又は③省レベルの行政区画を跨ぐ重大な事件といった重大な特許侵害紛争について、特許権者又は利害関係人は、国家知識産権局に対し保護の請求を申立てることができるとされている。この場合、申立人は、被申立人の所在地又は権利侵害行為地の省レベルの知識産権局が発行した重大な特許侵害紛争である旨を証明する資料を提出する必要があるとされている(5条)。本弁法は特許法(2020改正)の施行日に合わせて6月1日より施行される。

[公布/公表機関] 知識産権局

2021年5月26日公布、2021年6月1日施行(国家知識産権局公告第426号)

[原文] 重大专利侵权纠纷行政裁决办法

執筆担当:中国弁護士 李芸

<社会法>

安全生産法

[ポイント] 本法は、2002 年に公布及び施行され、2009 年、2014 年と二回の修正を経た中華人民共和国安全生産法の改正法である。本法においては、第一に生産経営会社の主体的な責任が強化され、生産経営会社の責任者が安全生産において第一義的な責任を負うこと、その他の責任者もその職責の範囲内で責任を負うことが明確にされた。具体的には、生産経営会社は、自社が行う生産活動に伴う危険度のレベルに応じた防衛措置をとること、生産安全事故にかかる潜在的リスクの全面的検査及び整備・処理制度を確立することが求められる。また、安全生産責任保険を加入することも奨励され、特に、国家規定のハイリスク産業、領域に属する場合には、安全生産責任保険に加入することが義務付けられた。更に、生産経営会社は、事故が発生した際には、即時に措置を講じ、人命救助活動を行う義務を負うとされた。第二に、仮に従業員が損害を受けた場合には、当該従業員は法に従った労災保険に加えて、民法上の賠償請求権を行使することが出来ることが明記され、従業員側の救済手段についても規定が置かれた。第三に、本法においては安全生産公益訴訟に関する規定も新設され、安全生産違反行為が重大事故につながり、国家利益又は社会公益利益を侵害する場合には、人民検察院は公益訴訟を提起できるとされた。今後は人民検察院も安全生産分野における監督を強めることが予想される。最後に、安全生産事故を起こした会社に課される行政処罰が厳罰化されたことに加えて、行政処罰を受け

取った日から 20 営業日以内に企業信用情報公示システムを通じて社会に公示することも義務付けられた。本法が、中国において生産経営活動に従事する日系企業に与える影響は小さくなく、本法の運用動向に注視する必要がある。

「公布/公表機関」全国人民代表大会常務委員会

2021年6月10日公布、2021年9月1日施行(主席令第88号)

[原文] 中华人民共和国安全生产法

執筆担当:日本弁護士 尾関麻帆

「医療器械監督管理条例」の徹底的な実施に係る事項に関する公告

[ポイント] 中国では、2021 年 6 月 1 日から(大幅に修正された)「医療機器監督管理条例」(国務院令第 473 号)が施行されている。国家食品薬品監督管理局は、新条例のために必要な規則等の作成をすすめているところであるが(完全に規則等が出そろっていない現状において)、本公告は、新条例への移行等についての対応方針を示すものである。具体的には、6 月 1 日以降の医療器械の臨床評価、(必要な規則等が制定される前の)生産・販売許可の取得等についての補足規定などが置かれている。

[公布/公表機関] 国家食品薬品監督管理局

2021年5月31日公布、同日施行

[原文] 关于贯彻实施《医疗器械监督管理条例》有关事项的公告

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

草案·意見募集稿等

動産及び権利担保の統一登記弁法(改訂意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、既存の売掛債権質権登記弁法を修正するものである。民法典の施行前において様々な監督当局によって管理されていた動産担保の公示制度について、民法典施行後は中国人民銀行において統一的に登記事務を担うことになったことに伴い本意見募集稿が公布された。本意見募集稿においては、法律の根拠が物権法から民法典に修正され(1条)、また民法典の規定に合わせて登記範囲が明確にされている(2条)。その他、登記機関の職責が明確にされており、登記手続を行う中国人民銀行信用調査センター(征信中心)は登記の事前審査等は行わず、登記内容について実質審査は行わないことなどが定められており(4条)、登記内容として担保範囲及び譲渡が禁止又は制限される担保財産も新たに含めることが定められている(9条)。また、上述のとおり登記機関である信用調査センターは登記内容について実質審査を行わないことから、当事者は自主的に動産及び権利担保の登記を行う必要があるところ、登記内容に遺漏や誤りが存在し、担保財産が合理的に識別できず、正確に担保の内容を公示できない等の状況が生じた場合には、当事者が自らその結果についての責任を負う旨が規定されている(9条、24条)。

[公布/公表機関] 中国人民銀行

(意見募集期間:2021年5月19日~6月3日)

[原文] 动产和权利担保统一登记办法(修订征求意见稿)

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

信用修復管理弁法(試行)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、中国の信用喪失リストに掲載されている者の信用修復について詳細に定めるものである。2013年より実施されている「信用喪失被執行者の名簿情報者リストの公表に関する最高人民法院の若干の規定」(2017年修正)によると、4種に区分されて存在する信用喪失リスト(重大信用失墜者リスト、行政処罰情報、刑事処罰情報、その他の信用失墜情報)に掲載された者は(個人の)基本情報が公開され、高額な施設の利用や交通機関の利用も制限を受ける。そのため、リストに掲載された者は、出張や旅行が難しくなり、企業で

あればその運営に大きな支障が出ることになる。本意見募集稿には、主に、信用修復の条件、手続、信用修復手続を行う主管部門に対する監督管理等が詳細に規定されており、開示されている信用喪失情報の終了申請を処理する主管部門、必要書類、手続の所要期間等が規定されている。本意見募集稿によれば、重大信用喪失主体リストに登録された者は、自身の信用喪失行為を是正し、悪影響を取り除いた後、主管部門に申請をして認定を取得することで、重大信用喪失主体リストより除外され、関連する信用喪失情報の開示が終了、削除されて信用修復される。一方で、一定の決定が下された信用喪失情報(刑事処罰情報、信用修復申請までの1年間以内に、3回以上、重大信用喪失行為にかかわる行政処分に処されている場合)などについては、信用修復手続きは適用されないとしている。また、主管部門はいかなる形であっても申請者に対し費用を納付するよう要求することが禁止されている。

[公布/公表機関] 国家発展及び改革委員会

(意見募集期間:2021年5月12日~6月12日)

[原文] 信用修复管理办法(试行)(征求意见稿)

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

税関申告機関届出管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 企業は、関税その他租税の課税・免除の手続等のため、貨物輸出入時には税関申告をする必要があるが、従来関税法では税関申告企業等には税関への「登録(注冊)」が求められていた。2021 年 4 月 29 日に改正施行された関税法は、税関に対する「届出(備案)」を要すると規定しており(11 条)、行政による承認を要する登録制から届出制へと、大きな方針変更がされた。本規定は、登録制度下の規定である「税関申告機関に対する登録登記管理規定」を廃止し、届出制への変更を反映するものである。本規定にいう税関申告機関は、輸出入貨物の荷送人・荷受人及び税関申告企業をいい(3条 1 項)、税関申告企業とは、税関への届出を経て、輸出入貨物の荷受人・荷送人の委託を受けて、本人名義又は自己名義で税関申告業務を行う企業を指す(同条 3 項)。本規定では税関申告機関の届出に関する資格・管轄、届出情報の変更、取消事由等が定められているのに加え(第2章)、非貿易性の輸出入を行う機関の届出についても規定されている(第3章)。報道によれば、税関への届出制への変更後においては、税関申告手続はオンラインで短時間で行うことができるとされ、本規定の制定と運用により、税関申告手続が益々簡易・迅速化することが期待される。

「公布/公表機関〕税関総署

(意見募集期間:2021年5月26日~6月27日)

[原文] 中华人民共和国海关报关单位备案管理规定(征求意见稿)

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

自動車データの安全管理に関する若干の規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2017 年に施行されたネットワーク安全法(サイバーセキュリティ法)に基づき、自動車データセキュリティ管理について定めたものである。本意見募集稿の適用範囲は非常に広く、自動車メーカー、部品メーカー、ディーラーだけではなく、ソフトウェアの供給者、修理業者、配車サービス企業、保険会社等も含まれている(3条1項)。また、本意見募集稿では、規制対象となる個人情報と重要データについて規定されている。個人情報は、車の所有者、運転者、同乗者、通行者等に関する個人情報のほか、個人の身元の推定、個人の行動の説明が可能となる各種の情報とされている(3条2項)。重要データは、①軍事管理区域、国防、科学技術・工業その他国家機密に関わる機関、県レベル以上の党・政府機関その他重要で機微な区域における人や車の流れに関するデータ、②国が公開している地図の精度よりも高い測量・製図データ、③車両充電ネットワークの運用に関するデータ、④道路上の車両の種類、車の流れ等に関するデータ、⑤顔、声、ナンバープレート等を含む車外の音声・映像データと例示列挙されている(3条3項)。さらに、本意見募集稿は、個人情報を収集する場合の本人同意の原則(9条)、重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを場合の本人同意の原則(9条)、重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の本人同意の原則(9条)、重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の本人同意の原則(9条)、重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データを取扱う場合の事前報告義務(11条)、個人情報・重要データに対している。

タの域内保管義務及び個人情報・重要データを域外に提供する場合のセキュリティアセスメント義務(12条1項) 等についても規定されている。

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室 (意見募集期間:2021年5月12日~6月11日) [原文] 汽车数据安全管理若干规定(征求意见稿)

執筆担当:中国弁護士 李芸

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国法律事務所めぐり

日本弁護士 森脇 章

中国はとにかく広い。その広大さに魅了されて旅行記をしたためる人も多い。が、旅行記多しといえども法律事務所 (律師事務所)めぐりを書いた人はいないかもしれない。

そもそも法律事務所など行ったこともないという人も多いはず。仕事柄中国の法律事務所に行ったことがあるという人 も、恐らく北京、上海、広州などの大規模都市か、自社の所在地の法律事務所くらいではなかろうか。

私もかつてそうであった。中国業務を始めて 20 余年、名刺交換をした中国の弁護士(律師)の数は約 500 名に及ぶが、その殆どが上海か前任地の北京、あとは日系企業の多い蘇州、杭州、広州、深圳などの主要都市の律師である。

しかし、当たり前のことだが、その他の地方にも律師はいる。

約 2 年ほど前から、私はあるきっかけで中国の各省や直轄市などに置かれている律師協会(日本の各県に所在する弁護士会に相当する)の会長とお会いする機会が増えた。以来、時間を見つけては地方の法律事務所を訪問するようになったのである。そこで今回はそうした中国の法律事務所めぐりの触りの部分を紹介したい。普通の旅行記のように、「是非皆さんも行ってみてください」とは訪問先の性質上軽々には言えないが、もし訪問を希望する方がおられたら、是非私にご連絡をいただきたい。

(なお、ここに登場する律師の職位等は訪問当時のものである。)

<書島>

2019年10月

青島は沿海部の人口 1000万人都市であり、日本人、日本企業にとってもなじみ深い都市だ。青島なら弁護士の知り合いがいる、という人もいるだろう。しかし、青島は山東省の省都ではない(省都は済南市)ので、山東省の律師協会はここにはない。が、いわゆる副省級市(計画単列市)でもあり、青島市固有の律師協会が存在する。

そこで、まずは青島市律師協会の会長の所属事務所を訪問した。名前は琴島律師事務所。「琴島」というのは青島の古い呼称。この名称を使用できるということがこの事務所の権威を物語っているといえる。前身は、「青島市法律顧問処」で1956年設立とのこと。律師数は約100名。中国で近時専門家が進む倒産事件処理に力を入れているのだそうだ。

次に向かったのは、青島徳衡集団。青島発で中国全土に拠点を広げる青島を代表する法律事務所だ。この事務所の名称には複雑な経緯がある。北京や上海では「徳和衡」という名前を用いている。いわゆる総合事務所であり、日本語ができる弁護士もいる。いわゆる民商事案件のほか、刑事事件や税関案件の専門家も擁していることで知られている。

<成都&重慶>

2019年9月

成都は四川省の省都であり、パンダの里としても有名なところだ。四川省には、濾州市から入った。濾州市は濾州老客という中国にいる人なら誰もが知っている有名な白酒の生産地であり、また、自由貿易試験区が存在することでも知られている。白酒の博物館と自由貿易試験区の管理委員会の訪問のみ行い成都に向かう。まず訪問したのは、四川省律師協会会長の所属事務所である泰和泰律師事務所。成都のオフィスには約400名の弁護士を要し、海外留学経験者も多い。日本留学経験のある弁護士も複数存在する。この事務所の特徴は、四川省発で中国全国各地に支店を作り、全土に2,000人の弁護士が所属するという点であろう。ソウル、プサン、サンフランシスコ、香港、シドニーなどにも拠点を有するとのことである。内陸にこれほどまでに拡大意欲の高い事務所があるとは知らなかった。主任(=事務所のトップ)の程守泰律師は非常に温和な雰囲気の方であったが、事務所の経営戦略の話になると熱っぱく語るのが印象的であった。

続いて成都から泰和泰訪問後高速鉄道に乗って 1 時間ほどで重慶に着く。重慶市はいわゆる直轄市、当然固有の 律師協会がある。まず向かったのは、百君律師事務所。迎えてくださったのは主任の孫渝律師と羅勇律師であっ た。孫律師は、元検察官で収賄事件などを得意とし、重慶市律師協会の副会長でもある。羅律師は兼職の律師で あり、本業は重慶大学の副教授。非常に日本語が流暢で、専門はサイバーセキュリティとビッグデータ法治とのこと。 百君律師事務所は 5 年連続で重慶市の法律事務所中最高益であるとの由。

次いで向かったのは、坤源衡泰律师事务所。この事務所も弁護士数 200 名というから、重慶市では大手の事務所といえる。坤源衡泰で一番印象に残ったのは何といっても模擬法廷用の部屋。中国の法律事務所ではしばしば見かけるが、この事務所にも立派な部屋が作られていた。壇上に法官(=裁判官)が三人まで座れる場所があり、両脇に当事者の机が置かれている。重厚で艶のある木材で作られており、法廷が正確に再現されている。重要事件の期日前には、実際にここで予行練習をするのだという。法官の席には法官出身の先輩律師が座り実際に講評を行い本番に備えるのだそうだ。

最後に訪問したのは中豪泰律師事務所。ここの主任弁護士とは数年来の友人である。彼は重慶市の律師協会の会長を努めつつ香港との間を行き来して常に多忙を極めているが、私の重慶出張に合わせて出張から帰り、夕食に誘ってくれた。この事務所の若手パートナーの楊青律師は IPBA(環太平洋法曹協会)などでも積極的に活動しているので、もしかしたらご存じの方もいるかもしれない。中豪泰律師事務所が重慶の 3 事務所の中では最も国際志向が強く、本店・支店合わせて律師総数約 280 人中約 2 割が留学経験を持ち、香港、ニューヨークに拠点を有するとのことであった。

<アモイ(廈門)>

2019年12月

アモイは福建省の沿海部にある人口約 400 万人の都市である。目の前に金門島があり、その向こうは台湾であり、文化的に経済的にも台湾との関係が深いところである。冬は暖かくて非常に気持ちが良い。ただ、アモイは福建省の省都ではない(省都は福州市)ので、福建省の律師協会はここにはない。が、アモイもいわゆる副省級市であり、アモイ市律師協会という市の固有の律師協会が存在する。会長の都合が私の出張日程と合わず、アモイでは同協会副会長の所属事務所をまずは訪問した。

(紙幅ではなく執筆時間の都合により続きは次号)

予告:どんどんディープな地域に入っていきます(含む、海南省、雲南省、青海省、江西省など)。 ちなみに、今日(7月某日)は、内モンゴル自治区の律師協会の会長と会食の予定です。乞うご期待!

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)

弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)

弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)

弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com